

今後の主な協議事項について

- 令和4年度以降、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議で協議をお願いすると見込まれる主な事項は次のとおりです。
 - **千葉県保健医療計画の改定**
令和6年度からの次期計画の策定に向け、令和5年度中に調整会議や医療審議会等の御意見を伺いながら改定作業を行う予定です。
 - **地域医療構想の推進**
国は、令和4・5年度において、民間医療機関も含め、病床を有する各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うよう求めています。（詳細は、今後示される予定です。）
 - **医師の働き方改革の推進**
令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医療機関が適切に特例水準の指定を受けることの要否を検討できるよう、また、医療を持続可能な形で提供できるよう、地域の医療関係者間で地域医療の確保について協議・調整することが重要です。
 - **外来機能の明確化・連携の推進**
令和3年5月の医療法一部改正により、令和4年度から「外来機能報告制度」が開始されます。報告内容や医療機関の意向等を踏まえ医療資源を重点的に活用する外来を地域で基幹的に担う医療機関（紹介受診重点医療機関）を特定する等、外来機能についての明確化・連携を進めるための協議を行います。
- いずれも地域の医療提供体制を確保するために重要な課題であり、また、相互に関係する内容も多いと考えられます。引き続き、御協力をお願いします。

千葉県健康福祉部健康福祉政策課地域医療構想推進室
電話番号: 043-223-2457 メール: chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

今後の主な協議事項（イメージ）

本紙は国公表資料等を参考に千葉県健康福祉政策課が作成したR4.1時点のイメージ図であり、今後、変更されることがあります。

年度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
保健医療計画	現行計画			次期計画			
		病床配分 千葉、東葛南部、東葛北部	計画改定 追加：新興感染症等の感染拡大時における医療			中間見直し 在宅医療、外来医療、医師確保	
地域医療構想	病床機能報告（対象：病院、有床診療所）						
		具体的な対応方針の見直し		→ 各医療機関の方針見直し等により、その後も随時協議を実施			
医師確保計画（働き方改革）	に特例水準の適用	地域医療確保についての協議		→ 各医療機関の方針見直し等により、その後も随時協議を実施			
		時短計画策定、評価センターの評価受審	特例水準の指定を県に申請	特例水準の適用 (B水準はR17年度末を目標に解消予定)、時短の取組、健康確保措置等		特例水準の適用	
				(更新する場合)		評価受審、指定を県に申請	
外来医療計画	外来機能報告（対象：病院、有床診療所、無床診療所（任意））						
		紹介受診重点医療機関についての協議		→ 各医療機関の方針見直し等により、その後も随時協議を実施			

凡例 → : 医療機関の取組 ■ : 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議等における協議が見込まれる事項